

## 家計急変世帯に対する「電力・ガス・食料品等 価格高騰重点支援給付金」のご案内

- 家計急変世帯に対する価格高騰重点支援給付金 **(1世帯あたり3万円)** は、令和5年1月から12月までの間に予期せぬ事情により家計が急変した世帯を支援する給付金です。
- 給付金を受給するためには、**申請が必要**です。

**注意!!** 非課税世帯に対する本給付金3万円の対象世帯の方は受給できません

### 支給額

1世帯あたり **3** 万円

### 申請期限

令和6年1月31日まで

### 支給対象となる世帯

#### 【以下**全て**にあてはまる世帯】

- ・令和5年1月から12月までの間に**予期せぬ事情**で収入が減少し家計が急変した
- ・基準日（令和5年6月1日）時点で日本国内のいずれかの市町村に住民登録されている
- ・申請時点で舞鶴市に住民登録がある
- ・基準日時点で令和5年度住民税が課税である者がいる世帯
- ・世帯員全員が非課税基準以下の収入となっている世帯
- ・世帯員全員が課税者の被扶養者ではない

### 申請方法

#### 1【申請書の入手】いずれかの方法で

- ・窓口 下記お問い合わせ先、生活支援相談課、西支所、社会福祉協議会の各窓口で受取
- ・HP 舞鶴市ホームページからダウンロード (<https://www.city.maizuru.kyoto.jp/kurashi/0000011232.html>)
- ・郵送 電話で市に郵送を希望する旨を連絡

QRコードからもダウンロードできます



#### 2【申請書の提出】

申請書に必要事項を記入し、添付書類を付けてご提出ください。

- ・提出先 下記お問い合わせ先または西支所へ直接提出するか、下記お問い合わせ先へ送付してください。

**対象者要件等の詳細は裏面をご確認ください**

### お問い合わせ先（申請書提出先）

〒625-8555 舞鶴市字北吸1044番地 舞鶴市役所 臨時特別給付金担当（福祉企画課）  
TEL：0773-68-9012 Fax：0773-62-9891 メール：fkyufu@city.maizuru.lg.jp

# 支給要件について

## 1 収入の要件

- ・基準日（令和5年6月1日）時点で世帯の中に令和5年度住民税課税者がいること。

- ・予期せぬ事情により、令和5年1月から12月までの間の任意の1か月の収入が、非課税基準以下まで減少したこと。

※減少した任意の1か月の収入額を12倍して、右記①表の基準額以下であることが必要です。

### 【添付書類】

- ・任意の1か月の収入がわかる書類（給料明細や通帳、帳簿など）

### ①非課税基準収入額表

※収入基準額以下であれば非課税

本人+扶養人数	収入基準（円）
1人	930,000
2人	1,378,000
3人	1,680,000
4人	2,097,000
5人	2,497,000
障害者・未成年者・ひとり親・寡婦	2,043,999

※収入では非課税要件を満たさない場合は、経費を差し引いた後の所得で判定することもできます。

この場合、年間所得（収入から経費を除いたもの）が右記②表の基準額以下であることが必要です。

### 【添付書類】

- ・必要経費の根拠となる書類

### ②非課税基準所得額表

※所得基準額以下であれば非課税

本人+扶養人数	所得基準（円）
1人	380,000
2人	828,000
3人	1,108,000
4人	1,388,000
5人	1,668,000
障害者・未成年者・ひとり親・寡婦	1,350,000

収入は、給与収入・事業収入・不動産収入・年金収入のみで算定します。

## 2 世帯の要件

- ・世帯員全員が、非課税であるか上記収入要件を満たしている者であること

- ・基準日（令和5年6月1日）時点で日本に住民登録があること

- ・申請時点で舞鶴市に住民登録があること

- ・世帯員全員が課税者の被扶養者（税法上）ではないこと

### 【添付書類】

- ・世帯状況がわかる住民票や戸籍謄本
- ・令和5年1月2日以降の転入者は戸籍附票
- ・振込口座の通帳の写し
- ・本人確認書類の写し

その他、個別の事情によって要件が異なる場合がありますので、詳しくはお問い合わせください。

## 申請後

- ・申請書および申立書に必要事項を記入して、窓口提出か郵送のいずれかの方法で申請してください。
- ・必要に応じて、申請後お電話やお手紙で申請内容の確認や追加書類の提出、申請書等の記入訂正などをお願いする場合があります。
- ・特に不備がなければ「給付決定通知書」をお送りした後、3週間程度で給付金を振り込みます。審査の結果、要件を欠くため給付できない場合には「申請却下通知書」をお送りします。



申請に虚偽の内容が含まれている場合や、予期せず収入が減少したものではないにもかかわらず偽って申請した場合などは、不正受給（詐欺罪）に問われ、懲役10年以下の刑に処されることがあります。また、既に受給した給付金は市へ返還する必要があります。

